

ASEAN -- アジアにおけるFTA網の中核 (特集 発展途上国のFTA)

著者	東 茂樹
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	147
ページ	4-5
発行年	2007-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005108

特集／発展途上国のFTA

ASEAN—アジアにおけるFTA網の中核

東 茂樹

アジア諸国の中で最も早くFTAに取り組んだのは、東南アジア諸国連合（ASEAN）である。ASEAN自由貿易地域（AFTA）を実現するため、共通効果特惠関税（CEPT）スキームが一九九三年に開始され、二〇〇二年にはASEAN原加盟国の関税は〇～五％に引き下げられた。さらに二〇一〇年には原加盟国の関税が撤廃され、新規加盟国も二〇一五年には関税を撤廃する。二〇〇〇年代のアジアのFTAは、このASEANを中核として急速に網の目が広がっている（表1）。

● ASEAN中国FTA

ASEANと中国は二〇〇二年一月、包括的経済協力枠組み協定に署名した。この枠組み協定の特徴は、両者間で物品貿易、サービス貿易、投資の自由化、経済協力の実施をめざして、広範な分野に取り組みことを宣言する一方で、合意しやすい分野から実行に移し、段階的に分野を拡大していくことにある。まず未加工農産物の早期関税引き下げ（アリーハーベスト）を、ASEAN原加盟国と中国は二〇〇四年一月

から開始し、二年後には関税を撤廃した。

つぎに二〇〇四年一月に署名された物品貿易協定では、ASEAN原加盟国と中国の場合、通常品目は二〇〇五年七月から段階的に関税を引き下げ、二〇一〇年に関税を撤廃する。またセンシティブ品目は四〇〇品目かつ輸入額の一〇％を上限とすることで決着し、二〇一二年に関税を二〇％に引き下げ、二〇一八年に〇～五％に引き下げる。さらに高度センシティブ品目として、センシティブ品目数の四〇％あるいは一〇〇品目のいずれか少ない方に限り、二〇一五年に関税を五〇％に引き下げる。

物品貿易協定の交渉では、関税の削減目標数値を共通に適用する取り決め（モダリティ）をまず確立する方式を採った。センシティブ品目の選定に際して、交渉前に自国がまず上限枠の範囲内で自由に指定できるため、各国が輸出を伸ばしたい品目の多くが、相手国によりセンシティブ品目に指定されてしまっている。さらに同協定では相互主義を適用するため、自国がセンシティブ品目に含めていなくても、相手国が指定していれば、その品目の関税を引き下げ

なくてよい。これでは貿易自由化の効果は限られてこよう。

加盟国が途上国のFTAは、授権条項の適用によりGATT第二四条の要件に拘束されない。ASEAN中国FTAは、実質的にすべての貿易を自由化し、一〇年以内に自由貿易を完成すると述べているが、WTOには授権条項によるFTAとして通告されている。同協定は除外品目の指定や相互主義ばかりでなく、原産地規則、運用面などでも厳格性に欠けているが、センシティブ品目の見直し規定、早期の関税引き下げを促して、相互主義の適用に陥るのを防ぐ規定も設けている。またサービス貿易協定が二〇〇七年一月に署名され、投資、協力の分野も順次、締結する予定であり、現時点で評価を下すのは早計であろう。

● ASEAN韓国FTA

韓国は、中国、日本、インドよりも遅れて、二〇〇四年一月にASEANと包括的協力連携を宣言し、FTA交渉開始に合意した。しかしASEANと韓国の交渉は、ASEANと中国の協定をベースにして同

表1 ASEANの域外国とのFTA

国・地域	年月	交渉経過
中国	2002年11月	包括的経済協力枠組み協定に署名
	2003年10月	タイと二国間で、野菜と果実のEH実施
	2004年1月	未加工農産物のEH実施(2年後に関税撤廃)*
	2004年11月	物品貿易協定に署名
	2005年7月	物品関税引き下げ開始(2010年に関税撤廃)*
	2007年1月	サービス貿易協定に署名
韓国	2004年11月	包括的協力連携を宣言
	2005年12月	物品貿易の自由化方式(モダリティ)合意
	2006年8月	物品貿易協定に署名
	2007年6月	物品関税引き下げ開始(2010年に関税撤廃)*
日本	2003年10月	包括的経済連携枠組み協定に署名
	2005年4月	交渉開始
	2007年5月	物品貿易の自由化方式(モダリティ)合意
	2007年8月	大筋合意(同年11月の妥結をめざす)
インド	2003年10月	包括的経済協力枠組み協定に署名
	2005年3月	105品目のEH実施を中止
	2007年1月	第17回交渉でインド側が譲歩案を提示
オーストラリア・ニュージーランド	2004年11月	FTA交渉開始で合意
EU	2007年9月	第11回交渉終了(08年5月の妥結をめざす)
	2007年5月	FTA交渉開始で合意

(出所) 各種資料より筆者作成。

(注) EHはアーリーハーベスト。一部品目を前倒して関税撤廃する。

*はASEAN原加盟国について、新規加盟国はさらに数年猶予。

ASEAN韓国FTAのセンシティブ品目の選定も、各国がまず上限枠の範囲内で自由に指定できる方式を採ったため、貿易の自由化が限られる恐れがある。韓国は国内保護を理由に、米以外にも多くの農水産物を関税割当や除外品目に指定した。このためタイは輸出を伸ばしたい多くの農水産品が

様の方式で行ったため、急速に進展している。早くも二〇〇五年二月には、物品貿易のモダリティが合意に達して、包括的経済協力枠組み協定に署名し、二〇〇六年八月には物品貿易協定の署名に至り、二〇〇七年六月に同協定が発効した(ただし韓国、シンガポール、マレーシアのみ実施)。

物品貿易では、ASEAN原加盟国と韓国の場合、通常品目は品目数と輸入額ともに九〇%以上が含まれ、段階的に関税を引き下げて、二〇一〇年に関税を撤廃する。センシティブ品目は品目数で七%以下とし、二〇一二年に関税を二〇%に引き下げ、二〇一六年に〇・五%に引き下げる。また高度センシティブ品目は品目数で三%以下あるいは二〇〇品目以下、かつ輸入額で三%以下に制限し、五種類に分類される。うち三種類は二〇一六年に関税を引き下げ、残りの二種類は関税割当の設定と除外品目である。除外品目の指定は、四〇品目のみ認められる。

ASEAN韓国FTAのセンシティブ品目の選定も、各国がまず上限枠の範囲内で自由に指定できる方式を採ったため、貿易の自由化が限られる恐れがある。韓国は国内保護を理由に、米以外にも多くの農水産物を関税割当や除外品目に指定した。このためタイは輸出を伸ばしたい多くの農水産品が

高度センシティブ品目に指定されたままでは、FTA締結の利益が少くないとして、物品貿易協定の署名を見送っている。また鉄鋼製品はインドネシアやマレーシアが高度センシティブ品目に指定したが、家電製品と自動車ではASEAN側はセンシティブ品目の指定にとどまっておらず、自由化が進む可能性がある。ただし同協定でも相互主義が適用されて例外が多くなるため、ASEAN側はWTOに授權条項によるFTAとして通告することを望んでいる。

● ASEAN日本FTA

ASEANと日本は二〇〇三年一〇月に包括的経済連携枠組み協定に署名したが、日本はASEAN原加盟各国との二国間交渉を優先したため、ASEANとのFTAは中国や韓国に比べて出遅れることになった。二国間協定を前提として地域協定を結ぶ意義は、地域的な共通ルールを整備することである。たとえばAFTAの原産地規則では四〇%以上の付加価値をASEAN域内で調達する必要があるため、日本から六〇%以上の付加価値を持つ部品をASEANのある国が輸入し、完成品にして域内へ輸出しても無関税とはならない。地域協定を結べば原産地規則が累積して適用され、この高付加価値部品を日本から輸入し域内に製品として輸出する場合、逆に域内で原材料や部品を調達して日本へ製品を輸出する場合に、経済的なメリットがある。日本とASEANにおいて生産ネットワークが加速しよう。

ASEAN日本FTAでは、中国や韓国とのFTAとは異なり、物品貿易だけでなくサービス貿易、投資の自由化、経済協力など、交渉のすべての分野に合意して締結する一括受諾方式を採っている。このうちサービスや投資は、二国間協定以上に自由化されることはない。経済協力は、日本がASEANの域内格差是正や統合支援のために一四分野で実施する。物品貿易に関しては、中国や韓国の協定と同様に、物品貿易のモダリティを結ぶことになった。

ASEANと日本は二〇〇三年一〇月に包括的経済連携枠組み協定に署名したが、日本はASEAN原加盟各国との二国間交渉を優先したため、ASEANとのFTAは中国や韓国に比べて出遅れることになった。二国間協定を前提として地域協定を結ぶ意義は、地域的な共通ルールを整備することである。たとえばAFTAの原産地規則では四〇%以上の付加価値をASEAN域内で調達する必要があるため、日本から六〇%以上の付加価値を持つ部品をASEANのある国が輸入し、完成品にして域内へ輸出しても無関税とはならない。地域協定を結べば原産地規則が累積して適用され、この高付加価値部品を日本から輸入し域内に製品として輸出する場合、逆に域内で原材料や部品を調達して日本へ製品を輸出する場合に、経済的なメリットがある。日本とASEANにおいて生産ネットワークが加速しよう。

ASEAN日本FTAでは、中国や韓国とのFTAとは異なり、物品貿易だけでなくサービス貿易、投資の自由化、経済協力など、交渉のすべての分野に合意して締結する一括受諾方式を採っている。このうちサービスや投資は、二国間協定以上に自由化されることはない。経済協力は、日本がASEANの域内格差是正や統合支援のために一四分野で実施する。物品貿易に関しては、中国や韓国の協定と同様に、物品貿易のモダリティを結ぶことになった。

二〇〇七年五月にASEANと日本は物品貿易のモダリティについて原則的に合意し、同年八月に各国の物品選定が確定して大筋合意に達した。日本側は五月時点では、輸入額の八八%の関税を即時撤廃し、九二%を一〇年以内に撤廃するとしていたが、さらに譲歩して、九〇%を即時撤廃し、九三%を一〇年以内に撤廃とした。残り六%は上限を設けて関税を削減するセンシティブ品目で、最後の一分は除外品目とする。ASEAN原加盟国は、輸入額の九〇%の関税を一〇年以内に撤廃し、残りはセンシティブ品目である。中国や韓国と比べて、輸出が不利になる恐れが出てきたため、日本側は合意を急いだ。二〇〇七年一月に妥結の予定である。

(ひがし しげき/西南学院大学経済学部教授)